

○宮崎県がん診療連携協議会がん登録専門部会要項

〔平成20年11月13日
制 定〕

改正 平成27年9月3日

改正 令和2年3月13日

(趣旨)

第1条 この要項は、宮崎県がん診療連携協議会（以下「協議会」という。）規程第8条第2項の規定に基づき、宮崎県におけるがん登録に係る専門的事項を審議するため、協議会がん登録専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 専門部会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) がん診療連携拠点病院における院内がん登録の標準化に関すること。
- (2) 宮崎県における院内がん登録及び全国がん登録の推進に関すること。
- (3) 宮崎県における院内がん登録及び全国がん登録データの分析、評価等に関すること。
- (4) その他宮崎県におけるがん登録に関すること。

(組織)

第3条 専門部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 各がん診療連携拠点病院において院内がん登録に携わっている者
- (2) 宮崎県がん登録室所属の者
- (3) その他協議会の議長が必要と認める者

2 前項の委員は、協議会の議を経て、協議会の議長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第2項に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第5条 専門部会に部会長を置き、第3条第1項第1号の委員のなかから協議会の推薦に基づき、協議会の議長が委嘱する。

- 2 部会長は、専門部会を招集し、その議長となる。
- 3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、副部会長としその職務を代行する。
- 4 部会長は、専門部会における審議結果を協議会に報告するものとする。

(会議)

第6条 専門部会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その代理者を会議に出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明文は意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 専門部会の事務は、宮崎大学医学部医事課及び宮崎県がん登録室において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成20年11月13日から施行する。
- 2 この要項施行後、最初に委嘱される第3条第2項の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この要項は、平成27年9月3日から施行する。
この要項は、令和2年3月13日から施行する。